

■水道メーターの検針を2か月に1回行っています

福知山市では、経費削減及び経営改善の一環として、水道メーターの検針（平成26年5月より）を2か月に1回実施しています。

料金の請求は、検針した2か月分の使用水量を2等分して、1か月あたりの料金を算定します。

1 検針について

(1) 検針地区の分割

市域を以下のとおりA・Bの2地区に分割し、A地区については「奇数月」、B地区については「偶数月」に検針を行います。

A地区… 惇明・大正・昭和（一部地域偶数月）・雀部・遷喬・成仁

B地区… 庵我・上豊富・下豊富・上川口・下川口・上六人部・中六人部・下六人部・金谷・三岳・金山・雲原・佐賀及び三和・夜久野・大江の全域

(2) 検針時期

隔月検針の実施に伴い、検針時期は各地区とも「隔月の1日～10日」になります。

(3) 漏水の確認について

敷地内での給水装置については、使用者が行わなければなりませんので、定期的にメーターを確認していただき、漏水の早期発見にご協力ください。

2 料金について

(1) 継続して水道契約いただいている方

隔月の検針日に計量した2か月分水量の2分の1相当水量を、1か月分の使用水量とみなして料金を算定し、検針を行った月（前期請求分）とその翌月（後期請求分）の2回に分けて請求を行います。

「2か月分の検針水量÷2＝1か月分の使用水量」

例) 7月1日（前回検針日5月1日）に検針し、2か月分の使用水量が41m³の場合の料金算定

| 使用期間 | 検針水量 | 算定水量 | 請求の対象 | 請求時期 |
|---------------|------------------|------------------|-------|------------|
| 5月1日～ 7月1日 | 41m ³ | 21m ³ | 前期請求分 | 検針月（7月） |
| | | 20m ³ | 後期請求分 | 検針月の翌月（8月） |

※使用水量が奇数の場合、2等分したときの端数は前期請求分を切り上げ、後期請求分を切り捨てます。

(2) 水道契約を終了（閉栓）される場合

閉栓時に行う検針で計量した使用水量により、料金を算定し請求（精算）を行います。

(3) 使用期間（開栓～閉栓）が短期間の場合

閉栓時に行う検針で計量した使用水量により、料金を算定し請求（精算）を行います。

なお、月の途中で開閉栓された場合など、使用期間が2か月に満たない場合は、次のとおりとなります。

①使用期間中に隔月の定例検針を行った場合

隔月の検針日に計量した使用水量（定例検針日までの使用分）及び最終で行われた隔月の検針日から閉栓時までの使用水量（定例検針日～閉栓までの使用分）により、それぞれ料金を算定し請求を行います。

②使用期間（開栓～閉栓）が短期間の場合で、使用期間中に隔月の検針を行わなかった場合

・使用期間が35日以下…1か月分として請求を行います。

・使用期間が36日以上…2か月分として一括請求を行います。